平成３０年（フ）第１２３９号
大阪市平野区喜連東４丁目７番21―403号
債務者　射場　弘子
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２４０号
大阪市平野区平野本町３丁目12番14号　プレアール平野本町　404
債務者　飴屋惠美子
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２８３号
大阪市阿倍野区阿倍野筋３丁目２番12号　カームパティオＢ棟201号
債務者　保木　征子
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２８５号
大阪府門真市本町21番14号
債務者　大江　　久
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２８６号
大阪府門真市本町21番14号
債務者　大江　弘美
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２８７号
大阪府守口市松下町１番34号
債務者　佐々木真奈美
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２９０号
大阪市都島区都島本通１丁目８番７―206号、前住所大阪市東淀川区東中島４丁目１番７―907号
債務者　小森　昌美
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４７号
北海道帯広市公園東町２丁目２番地　公園東町団地３号棟411号
債務者　高木　栄子
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第３３号
群馬県太田市南ヶ丘町1259番地１
債務者　武田　義伸
1　決定年月日時　平成30年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第１７号
山口県山陽小野田市掃山２丁目４番16号（清光ガーデンハウス１－Ｂ号）、従前の住所山口県山陽小野田市千代町１丁目９番１号（河内ハイツＢ棟103号）
債務者　鳥井　紀尚
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第１２８号
静岡県浜松市中区和合町220番地の1832、前住所静岡県浜松市中区早出町231番地の７　マンション池ノ内105号
債務者　本多みゆき
1　決定年月日時　平成30年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第６６号
愛知県豊川市本野町西野添30番地の２　スターフィールドＢ館101号
債務者　岡田　麻紀（旧姓大橋）
1　決定年月日時　平成30年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月28日午後２時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第９３０号
大阪市住之江区粉浜２丁目12番27号
債務者　藤原　美和
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１６９号
大阪市福島区大開４丁目１番12―614号
債務者　神田由香利
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２１２号
大阪市都島区高倉町１丁目14番15号　佐伯第一コーポラス２Ｂ号
債務者　庄野　　嘉
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９７号
栃木県宇都宮市上大曽町432番地１　うすいリバーサイドハイツ101
債務者　大竹共美子
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係